

荏原東産業用地買受申請者募集要領

1 募集の目的

井原市（以下「本市」という。）の産業振興を図るため、地域経済への波及効果及び雇用機会の創出効果が期待できる企業を募集するものです。

2 用語の定義

本買受申請者募集要領における用語を次のとおり定義します。

（１）分譲地

荏原東産業用地内の用地で、販売後、購入企業の名義となる土地

（２）申請者

本募集要領に基づき、本市へ荏原東産業用地買受申請書（様式1）（以下「申請書」という。）を提出した者

（３）内定者

申請者のうち、荏原東産業用地立地企業選定委員会により選定された者

（４）買受人

本市と土地売買契約（以下「売買契約」という。）を締結した内定者

3 分譲地の概要

（１）分譲区画等

所在地	岡山県井原市東江原町地内
事業主体	井原市
分譲面積 (予定)	約10,794㎡ ※上記の面積は予定面積であり、整地完了後の外周測量により面積を決定した上で 売買契約を締結します。
最低分譲予定価格	118,000,000円 ※上記の最低分譲予定価格は概算であり、変更となる場合があります。変更後の金額は申請者へ個別に通知します。
最低分譲単価	11,000円/㎡
地域指定等	非線引都市計画区域
用途地域等	無指定 建ぺい率60% 容積率200%

（２）電力 普通高圧（6.6 k V）に隣接（特別高圧設備は隣接していません）

（３）用水 上水道

※供給可能水量については事業者の立地計画により要相談。

（４）排水 自社の排水処理槽などで処理し、河川へ排水

（５）ガス 都市ガス未供給区域

（６）アクセス等 ア 国道 486号：隣接

イ 国道 2号：約14 k m

ウ 山陽自動車道：笠岡 I C から約11 k m

エ J R山陽本線・山陽新幹線：福山駅から約23 k m

オ 岡山空港：約62 k m

4 申請資格

(1) 次のいずれかの建築物を自ら建設し、経営しようとする者であること。

ア 製造工場

日本標準産業分類(令和5年総務省告示第256号)表中の大分類E「製造業」の用途に供する施設。

イ 物流施設

道路貨物運送業、倉庫業、貨物運送取扱業、港湾運送業若しくは卸売業を営む者が自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通加工場、及び製造業もしくは小売業を営む者が自ら使用するために建設する倉庫、配送センター、流通加工場

ウ 研究所等

次の各号のいずれかに該当する施設

- ・工業製品に係る研究所
- ・バイオテクノロジーに係る研究所
- ・光通信又は電気通信に係る研究所
- ・ソフトウェアハウス
- ・システムハウス
- ・高度情報処理産業に係る事業所
- ・高度な機械修理業に係る事業所
- ・ディスプレイ業に係る事業所
- ・非破壊検査業に係る事業所
- ・デザイン業に係る事業所
- ・機械設計業に係る事業所
- ・エンジニアリング業に係る事業所
- ・その他産業構造の高度化及び多角化に寄与するとして市長が認める研究所又は事業所

エ 卸売業、サービス業、またはこれらに準ずる産業施設

オ その他、本市の産業振興に資すると市長が特に認める業種の施設

(2) 申込価格が本募集要領に記載する最低分譲単価以上であること。

(3) 事業用施設の建設、経営に必要な資力及び信用を有する者であること。

(4) 内定後、速やかに本市と事業所の立地に関する立地協定を締結する者であること。

(5) 本市との売買契約を締結後、遅滞なく事業用施設の建設工事に着手し、3年以内に操業を開始する者であること。

(6) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がない者であること。

(7) 次のいずれかに該当する者は申請することができないものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由など）に該当する者

イ 次の申立てがなされている者

- ① 破産法（平成16年法律第75号）第18条または第19条の規定による破産手続開始の申立て
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て

ウ 次に該当する者

- ① 暴力団員等（井原市暴力団排除条例（平成23年井原市条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
- ② 暴力団（井原市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- ③ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 申請手続

本物件の分譲は一括して行うことを基本とします。ただし、分譲区画の分割を希望する場合は、事前に本市と協議の上、申請書類を提出してください。

（１）申請受付期間

令和8年8月3日(月)から令和8年9月30日(水)まで（閉庁日を除く。）の
午前9時から午後5時まで（必着）

（２）申請受付場所

井原市役所 建設経済部 商工課 企業誘致係
住 所：〒715-0014 岡山県井原市七日市町10番地
電 話：0866-88-0050
F A X：0866-62-8853

（３）申請に必要な書類

- ア 荏原東産業用地買受申請書（様式1）
- イ 企業概要書（様式2）
- ウ 役員等名簿（様式3）
- エ 誓約書（様式4）
- オ 前3期分の貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・キャッシュフロー計算書（キャッシュフロー計算書を未作成の場合は、その旨の申立書）
- カ 定款の写し
- キ 事業者の履歴事項全部証明書
- ク 事業経歴書及び会社案内書（パンフレット等）
- ケ 国税、岡山県税及び井原市税の滞納がないことの証明書（岡山県内及び井原市内に事業所がない場合は岡山県税及び井原市税の滞納がないことの証明書に替えてその旨の申立書）
- コ 事業計画書（様式5）
- サ 地域経済の活性化に関する計画書（様式6）
- シ 雇用に関する計画書（様式7）
- ス 周辺環境等への配慮・環境保全の取り組みに関する計画書（様式8）
- セ その他産業振興や地域振興に関する提案書(様式9)
- ソ 本市が必要と認める書類（提出を求められた場合は速やかに応じること。）

（４）提出部数

12 部（正本 1 部＋副本 11 部）

（５）提出方法等

- ア （2）の申請受付場所に持参又は郵送するものとする。（郵送の場合は、書留郵便、配達証明郵便その他これに準じる方法に限り、申請受付期間内に必着のこと。）
- イ 提出書類は、審査結果のいかんにかかわらず返却しないものとする。

※ 募集要領、申請書類様式等は下記ホームページに掲載しています。

井原市HP「荏原東産業用地」ページ

<https://www.city.ibara.okayama.jp/soshiki/22/21274.html>



荏原東産業用地
QRコード

6 分譲方法及び手続の流れ

買受申請から土地の引渡しまでの手続等は次のとおりです。

(1) 申請受付期間

5 (1) のとおり

(2) 審査及び選定期間

買受申請書の受付締切後、約1ヵ月程度

(3) 内定者の決定、通知（令和8年11月中旬頃）

審査、選定後、概ね2週間程度

(4) 議会への内定者の報告、立地協定の締結（令和8年11月下旬頃）

内定者は、議会への報告後、本市と立地協定を締結するものとする。

(5) 売買仮契約の締結（令和9年1月以降）

内定者は、分譲面積が確定後、土地売買の仮契約を締結するものとする。

(6) 売買契約の締結（令和9年2月以降）

仮契約は、「井原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第43号）」第3条の規定による議会の議決をもって本契約とする。

(7) 売買代金の納付

内定者は、売買契約締結後、指定期日までに売買代金を本市に納付するものとする。

(8) 契約保証金

内定者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付するものとする。契約保証金を除く売買代金が納入されたときは、契約保証金は売買代金に充当することとする。

(9) 土地の引渡し及び所有権移転登記

土地の引渡しは、売買代金の納付後、速やかに行うこととする。また、土地の所有権移転登記は、土地の引渡し後、本市が行うものとする。

7 質問の受付等

本募集要領に関する質問を行う方法は、次のとおりです。

(1) 提出様式

荏原東産業用地買受申請者募集要領に関する質問書（様式10）

(2) 受付期間

令和8年8月3日（月）から令和8年8月20日（木）午後5時まで

(3) 提出方法

提出様式に必要事項を記載の上、受付期間内に電子メールで送付するものとする。

件 名：荏原東産業用地買受申請者募集要領に関する質問（企業名・提出日）

提出先：井原市役所 建設経済部 商工課 企業誘致係

メール：shoko@city.ibara.lg.jp

※FAX、電話、受付窓口等での質問には、一切応じません。

(4) 回答方法

提出された質問への回答は、順次、質問者に電子メールで回答するものとする。

※受け付けた質問及び回答の内容は、井原市HP「荏原東産業用地」ページ(<https://www.city.ibara.okayama.jp/soshiki/22/21274.html>)で公表する場合があります。

8 現地説明

現地の視察を申込期間中随時行いますので希望者はメール又は電話にて連絡してください。

井原市役所 建設経済部 商工課 企業誘致係

メール：shoko@city.ibara.lg.jp

電話：0866 - 88 - 0050

9 審査及び選定方法

担当部署において申請資格に関する書類審査を行った後、荏原東産業用地立地企業選定委員会において評価を行い、内定者を決定します。ただし、過半数の委員において、評価点の合計が18点以下であった場合、または同一の評価項目を、5点評価で1点、10点評価で1点又は2点、15点評価で1～3点と評価した場合、申請者は選定されません。

また、選定委員会の場において、ウェブ形式により、提出書類等についての企業への質疑応答の場を設けますので対応してください。選定委員会の開催についての詳細は申請者に別途通知します。

(1) 選定基準

内定者を決定する際の評価項目は、次のとおりとする。

① 事業計画の実現性、経営の安定性【15点】

- ・事業計画が具体的で実現性があり、必要な資力及び資金があるか。
- ・経営に安定性があり、事業を継続しうる経営基盤を有しているか。
- ・成長性及び将来性が期待できるか。

② 地域経済への波及効果【15点】

- ・市内企業との取引拡大等や井原市で生産された資材の利用が見込まれるか。
- ・長年にわたり市内で事業を継続し、地域経済の維持・発展を支えてきた実績はあるか。
- ・関連企業や取引先企業の新たな進出が見込めるか。

③ 設備投資予定額【10点】

- ・土地代を除く設備投資予定額が大きい。

④ 雇用創出効果【5点】

- ・市内における雇用創出が期待できるか。
- ・市外からの転入者が見込まれ、定住人口の増加が期待できるか。

⑤ 周辺環境への配慮・環境保全の取り組み【5点】

- ・操業に伴う大気汚染、騒音、振動、悪臭等の問題への対応、廃棄物の適正な処理などの取り組みがなされるか。
- ・渋滞緩和や交通安全対策、景観への配慮などの取り組みが期待できるか。

⑥ その他本市の産業振興や地域振興に向けた取り組み【5点】

- ・SDGsの取り組み、災害等の際の避難所の提供、施設見学や地元行事への参加等、地域への貢献が期待できるか。

⑦ 申込価格【5点】

(2) 選定結果の通知

選定結果は、令和8年11月中旬を目途に、申請者に書面（様式11、様式12）で通知するものとする。

(3) 選定に関する疑義等

選定の経過等に関する疑義照会及び質問等には、一切応じない。

10 分譲条件

(1) 主な契約条件

ア 売買代金の納付

- ①内定者は、売買契約締結後、指定期日までに売買代金を本市に納付するものとする。
- ②買受人が指定期日まで売買代金を納付しなかったときは、当該期日の翌日から納付のあった日までの期間に応じ、年14.6%の割合で計算した遅延利息を徴収するものとする。

イ 土地の引渡し及び所有権移転等

- ①引き渡し時における土地の状態は整地済みとし、都市計画法に基づく開発許可等の各種手続きは、事業計画に従って買受人が行うものとする。
- ②土地の引渡しは、売買代金の支払完了後、遅滞なく行うものとする。
- ③土地の所有権移転登記は、土地の引渡し後、本市が行うものとするが、これに要する費用は買受人の負担とする。

ウ 用途の指定

買受人は、売買契約締結の日から10年間は分譲地を買受申請書に記載した用途のみ、使用するものとする。

エ 事業所の建設

買受人は、分譲地の引渡しを受けた後、買受申請書に記載した事業計画に従って遅滞なく事業用施設の建設工事に着手し、3年以内に操業を開始するものとする。

オ 処分等の制限

買受人は、売買契約締結日から10年間は売買契約に基づく権利、義務を第三者に譲渡、承継させることはできない。また、分譲地を第三者に譲渡し、分譲地に抵当権、地上権、賃借権又はその他の権利を設定することはできない。

ただし、あらかじめ本市の承諾を得たときは、この限りではない。

カ 買戻しの特約

上記ウ 用途の指定、エ 事業所の建設、オ 処分等の制限に違反した場合、本市が分譲地を買戻す場合があるものとする。買戻しの期間は売買契約締結日から10年間とし、所有権移転登記と同時に、買戻権（買戻特約）を登記するものとする。

本市が買戻しを行った場合は、買受人は自己の負担において、分譲地を引渡し前の現状に復して返還するものとする。

キ 契約の解除

売買代金を期限までに納付しなかったとき、又は買受人の役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係にあると本市が認めたときは、本市は売買契約を解除することがある。

ク 違約金

上記ウ 用途の指定、エ 事業所の建設、オ 処分等の制限、その他契約に違反した

ときは、本市は売買代金の10%相当額を違約金として徴収することがある。

ケ 契約費用

売買契約の締結に要する費用は、買受人の負担とする。

コ 区画の分割分譲

分割分譲を希望する場合は、分割後の各区画について、道路への接道状況や土地の形状が、操業に支障のないようにすること。また、分割による残地が、単独で分譲可能な形状・面積に保たれること。ただし、分割に伴う測量、分筆登記その他一切の費用は、購入者の負担とする。

(2) 留意事項

ア 緩衝帯について

製造業に限り、緩衝帯の設定範囲について、建築物等の建築に制限がある。

イ 環境施設面積率（緑地を含む）の確保について

工場立地法に定める特定工場については、環境施設面積率（緑地を含む）を満たす必要があり、届出が必要である。

ウ 岡山県崖条例について

分譲地に隣接する井原鉄道敷地の高さと建築物の地盤面の高低差が5 m以上の場合、崖の上端から高低差の2倍以内の居室を有する建築物の制限がある。

エ 盛土規制法について

本分譲地は「宅地造成等工事規制区域」に指定されており、造成や建築に伴う切土・盛土を行う際は、盛土規制法に基づく県の許可や事前の手続きが必要となる場合がある。

(3) その他の分譲条件等

ア 立地協定の締結

買受人は、議会への内定報告後、本市との間で企業立地協定を締結するものとする。

イ 公害防止に係る環境保全協定の締結

買受人は、環境法令の遵守と環境汚染の未然防止を目的として、企業立地協定の締結後速やかに、本市との間で環境保全協定を締結するものとする。

ウ 企業立地補助金

企業立地に関する補助制度を整備していますので、詳細は本市HPをご覧ください、下記問い合わせ先へお尋ね下さい。

1 1 公表

買受申請者について選定されなかった企業についての企業名や事業計画等の公表は行いません。

内定企業についての企業概要（企業名、資本金等）及び事業計画概要（建設計画、投資額等）は公表を予定しています。ただし、内定企業からの要望及び選定委員会において必要と判断した場合は非公表とすることがあります。

1 2 問い合わせ先

井原市役所 建設経済部 商工課 企業誘致係
〒715-0014 岡山県井原市七日市町10番地
電 話：0866-88-0050

F A X : 0866－62－8853

メール : shoko@city.ibara.lg.jp

(様式1)

荏原東産業用地買受申請書

令和 年 月 日

井原市長 大 舌 勲 殿

所 在 地

企 業 名

代表者職氏名

荏原東産業用地買受申請者募集要領に記載の内容を承知の上、荏原東産業用地を買い受けたいので、次のとおり申請します。

記

1. 買受を希望する土地 荏原東産業用地

2. 分割を希望する場合の区画 _____
※区画の位置や希望する面積が分かるよう記載してください。

3. 申込価格(㎡当たりの価格)
 円/㎡ (総額 円)
(価格の総額は、整地完了後の外周測量により面積が確定した後に決定します。)

4. 提出書類

(1) 企業概要に関する書類

- ・企業概要書(様式2)
- ・役員等名簿(様式3)
- ・誓約書(様式4)

[添付書類]

- ・前3期分の貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・キャッシュフロー計算書
(キャッシュフロー計算書を未作成の場合は、その旨の申立書)
- ・定款の写し
- ・事業者の履歴事項全部証明書
- ・事業経歴書及び会社案内書(パンフレット等)
- ・国税、岡山県税及び井原市税の滞納がないことの証明書(岡山県内及び井原市内に事業所がない場合は岡山県税及び井原市税の滞納がないことの証明書に替えてその旨の申立書)

(2) 事業計画に関する書類

- ・事業計画書（様式5）
- ・地域経済の活性化に関する計画書（様式6）
- ・雇用に関する計画書（様式7）
- ・周辺環境等への配慮・環境保全の取り組みに関する計画書（様式8）
- ・その他産業振興や地域振興に関する提案書(様式9）

(3) その他書類

- ・本市が必要と認める書類

担当者
連絡先

企 業 名 _____

部 課 等 名 _____

役 職 氏 名 _____

電 話 番 号 _____

F A X 番 号 _____

E-mail _____

(様式2)

企 業 概 要 書

1. 企業概要

令和 年 月 日現在

企 業 名				電 話		
本 社 所 在 地				F A X		
代 表 者 職 氏 名				資本金	万円	
設 立 年 月 日		和暦 年 月 日				
主 な 事 業 内 容						
役員・従業員数		役員数	正規従業員数		非正規従業員数	
		人	人		人	
業績 (直近3年間の実績及び今後3年間の見込み)	決算期	期 間		売上高 (万円)	経常利益 (万円)	純利益 (万円)
	第 期	令和 年 月～ 年 月				
	第 期	令和 年 月～ 年 月				
	第 期	令和 年 月～ 年 月				
	第 期	令和 年 月～ 年 月				
	第 期	令和 年 月～ 年 月				
	第 期	令和 年 月～ 年 月				
主要売上	事業内容					
	比率(%)	%		%		%
主要取引 金融機関	名 称					
	所 在					
主要取引先	企業名					
	比率(%)	%		%		%

2. 事業種別

日本産業分類による業種	業種コード			
業	中分類		小分類	

3. 事業沿革

和暦 年 月 日	事 項

※主な事業の沿革について記載してください。

4. 事業所概要

事業所名	所 在	主要事業	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	従業員 (人)

※事業所が多数ある場合は、少なくとも本社を含む上位5ヶ所を記入してください。
※行数・行幅は適宜追加・拡大してください。複数枚になっても差し支えありません。

(様式3)

役員等名簿

企 業 名			
代 表 者	(ふりがな)		
所 在 地			
役 職 名	氏 名	生年月日	住 所
	(ふりがな)		
	(ふりがな)		
	(ふりがな)		
	(ふりがな)		
	(ふりがな)		
	(ふりがな)		
	(ふりがな)		
	(ふりがな)		

※1 欄が足りない場合は適宜追加してください。
※2 収集した個人情報については当該事務に関して警察本部への照会確認のみに使用し、その他の目的には使用しません。

(様式 4)

誓 約 書

当社又は当団体は、次のことを誓約いたします。
また、必要な場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 当社又は当団体の役員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号) 第 9 条第 2 1 号ロに規定する役員をいう。) は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団員等(井原市暴力団排除条例(平成 2 3 年井原市条例第 2 3 号) 第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。) に該当する者
 - (2) 暴力団(井原市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員等の統制下にある者
 - (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1 の各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。

令和 年 月 日

井原市長 大舌 勲 殿

所 在 地

名 称

役 職 名

氏 名

裏面もご確認ください。

記入時の注意事項

◎ 代表者が記入する場合

- ・所在地、名称、役職名及び氏名欄には、登記されている主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名を記名し、代表者印又は契約書に使用する印を押印してください。

◎ 受任者が記入する場合

- ・契約に関して、入札参加資格審査申請時に本市所定の様式による委任状が提出されていれば、当該委任状中の権限の委任により、この誓約書の内容について記入し、誓約する権限は、受任者が有していますが、契約の解除につながる可能性のある重要な内容なので、念のため事前に委任者に記載内容について確認しておいてください。
- ・所在地、名称、役職名及び氏名欄には、受任者の住所、社名及び支店等の名称並びに受任者の職氏名を記名し、契約書に使用する印を押印してください。

(参 考)

井原市暴力団排除条例（平成 23 年井原市条例第 23 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。
- (4)、(5) 略

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3)～(5) 略
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7)・(8) 略

（暴力的要求行為の禁止）

第 9 条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。第 12 条の 3 及び第 12 条の 5 において同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(20) 略

- (21) 行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 3 号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る申請（同条第 3 号に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条第 1 号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等をすることを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ 略

- ロ 法人その他の団体であって、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となっているもの

ハ 略

(22)～(27) 略

(様式5)

事業計画書

1. 建設計画

形態	新設 移転	移転元事業所所在地				
進出理由						
分譲地での 具体的業務内容						
建設計画	期別	第 期	第 期	第 期		
	着工	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月		
	操業	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月		

※「形態」は該当項目を○囲みし、移転の場合は移転元事業所所在地を記入してください。

2. 建設予定施設概要

期別	施設名	建基法別 表第2 (る)	構造	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	棟数

※施設配置計画図（建築物、構築物、緑地等を記入したもの）を添付してください。

3. 資金計画

(1) 設備投資資金計画

(単位：百万円)

期別	自己資金	金融機関等借入れ(※)		その他	合 計

※借入先を記入してください。

(2) 設備投資内訳

(単位：百万円)

期別	建設費	構築物費	機械装置費	その他	合 計

4. 建設予定施設での事業概要

期別	主要生産・取扱品目（商品名）・業務内容	取扱額・契約見込額 (百万円／年)

※行数・行幅は適宜追加・拡大してください。複数枚になっても差し支えありません。

5. 使用電力等の概要

期別	電力容量 (K v A)	ガス使用量 (m ³ /年)

6. 使用水量の概要

期別	使用水量 (m ³ /日)	使用用途

※使用水量欄には、年間を通して最大の日水量を記載してください。

7. 廃棄物処理計画

産業廃棄物	製造品以外の副産物		リサイクル及び処理方法
	種類	量（t／日）	

(様式6)

地域経済の活性化に関する計画書

事業実施にあたり、これまでの事業実績、地元産資材の利用、本市内企業との取引拡大など地域経済への波及効果に関する計画について記載してください。

1	これまでの事業実績について具体的に記入してください。
2	関連企業や取引先企業の本市内への新たな進出が見込まれる場合は、具体的に記入してください。
3	本市内企業との新規取引又は取引拡大が見込まれる場合は、その内容を具体的に記入してください。
4	事業所建設に伴う工事発注や資材調達方法について、具体的に記入してください。
5	その他、地域経済への波及効果が見込まれる計画が有れば、その内容を具体的に記入してください。

(様式7)

雇用に関する計画書

雇用計画について記載してください。
※本申請における「正規従業員」とは、健康保険法及び厚生年金保険法及び雇用保険法の被保険者であって雇用期間の定めのない（雇用期間が反復更新される場合も含む）従業員とします。

雇用計画（令和 年 月から令和 年 月までの計画）

配置計画			内訳	
工期別	配置人数		新規雇用 （市内雇用者を内数で記入）	既雇用者の転勤によるもの （市内転入者を内数で記入）
第 期	人	正規	(人)	(人)
		非正規	(人)	(人)
第 期	人	正規	(人)	(人)
		非正規	(人)	(人)
第 期	人	正規	(人)	(人)
		非正規	(人)	(人)
合計	人	正規	(人)	(人)
		非正規	(人)	(人)

※荏原東産業用地に建設する事業所における従業員数を記入。
※市内雇用者は作業時に市内在住であること。

(様式8)

周辺環境への配慮・環境保全の取り組みに関する計画書

操業に伴う大気汚染、騒音、振動、悪臭等の問題への対応、渋滞緩和や交通安全対策等について記載してください。

1 操業に伴う大気汚染、騒音、振動、悪臭等の問題への対応、廃棄物の適正な処理などの取り組みについて、具体的に記入してください。

2 渋滞緩和や交通安全対策、景観への配慮などの取り組みについて、具体的に記入してください。

3 その他、環境に配慮した取組について、該当があれば、具体的に記入してください。

(様式 9)

その他産業振興や地域振興に関する提案書

その他の取組みがある場合は記載してください。

例) S D G s の取組み

災害等非常時における地元等へ貢献できる取組み

施設見学や地元行事への参加など地域振興に係る取組み など

1

2

3

(様式 10)

【提出先 : shoko@city.ibara.lg.jp】

荏原東産業用地買受申請者募集要領に関する質問書

令和 年 月 日

企 業 名 _____
担 当 部 課 名 _____
担 当 者 名 _____

連 絡 先 電 話 番 号 _____
F A X 番 号 _____
E-mail _____

質 問 内 容

①	
---	--

②	
---	--

③	
---	--

- ※ 1 枚の用紙につき、質問は 3 問までとしてください。(複数枚の提出可)
- ※ 質問内容は、簡潔かつ具体的に記入してください。
- ※ 質問は電子メールでの送付に限ります。(FAX、電話、口頭での質問は一切受け付けません。)